

証券コード 4833
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年5月27日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
株式会社Def consulting
代表取締役社長 下 村 優 太

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第38期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://def-consulting.co.jp/>

上記のウェブサイトアクセスして、「IR(投資家情報)」の順に選択してご覧ください。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月17日(火曜日)午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2025年6月18日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C
3. 目的事項
報告事項 第38期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の本格的な回復を背景に、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、海外に目を向けると、ウクライナ及び中東地域の長期化する地政学的リスク、欧米諸国における金融引き締め政策の継続、中国経済の減速懸念等、世界経済を取り巻く不確実性は依然として高い状況が続いております。

これらの影響を受け、為替の急激な変動や資源価格の上昇を通じて国内経済にも波及が見られ、実質賃金の低下が継続する中、個人消費は力強さを欠く状況が見られました。また、国内においては、構造的な人手不足が一段と深刻化しており、人材確保が企業経営における重要な課題となっております。

厚生労働省が公表した2024年平均の有効求人倍率は1.25倍となり、国内の人材市場は緩やかながら回復基調にあります。なかでも、IT分野における2024年平均の有効求人倍率は1.58倍と高水準を維持しており、特に生成AIをはじめとした先端技術の急速な進展に伴い、IT人材に対する需要は引き続き強い状況にあります。さらに、企業のDX推進や業務改革の実現に向け、ITコンサルタント及びITエンジニアの重要性は今後も一層高まると予想されます。

こうした事業環境のもと、当社が属するコンサルティング業界においては、企業によるIT・DX投資が堅調に推移しており、持続的な市場拡大が見込まれております。当社においても、ITコンサルタント及びITエンジニアの両軸での人材確保を事業成長の好機と捉え、採用活動を強化してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、619,677千円(前年同期比16.4%増)となり、前年同期比で増収を達成しました。一方で、ITコンサルタント及びITエンジニアの人材採用及び本店移転等、今後の事業拡大に向けた先行投資を積極的に実施した結果、営業損失は、427,214千円(前年同期 300,435千円)、経常損失は、426,516千円(前年同期 311,871千円)及び当期純損失は、427,937千円(前年同期 311,542千円)となりました。

当社は、「世界中のどんな企業でも気軽にコンサルティングを活用できる新しい世界を創出する」というパーパスのもと、経営に関する全ての分野におけるクライアントの課題に対して提案から実行までハンズオンで支援する顧客伴走型のコンサルティングサービスを提供しております。

具体的には、クライアントの持続的成長及び競争優位の確立を支援する「スト

ラテジーコンサルティング」、DXを一貫して支援し業務効率化を推進する「テクノロジーコンサルティング」、業務改革及び成長支援を通じて持続可能なビジネス成功に貢献する「オペレーションコンサルティング」の3領域でのコンサルティングサービスを展開しております。なお、当事業年度より、「コンサルティング事業」の単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

翌事業年度以降も、ITコンサルタント及びITエンジニアの両軸での人材確保及び体制強化を進め、より多様化かつ高度化するクライアントの課題への対応力向上及び持続的な企業成長の実現を目指してまいります。

そのほか、2024年3月29日付で「当社の商号変更及び本店移転に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、クライアントに戦略策定から実装支援までトータルでコンサルティングを提供する体制であることをより打ち出したブランディングを進めるべく、2024年8月1日に、「株式会社Success Holders」から「株式会社Def consulting」へと商号変更し、同時に、「虎ノ門ヒルズ 森タワー」への本店移転も完了しております。

- (2) 設備投資等の状況
該当事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題
 - ① 優秀な人材の採用
当社は、今後のコンサルティング事業を支える優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの積極的な採用が重要であると認識しております。

計画的な人材採用を継続するとともに、人材紹介エージェントと緊密な関係を構築することにより、優秀な人材の採用を図ってまいります。

② 人材の教育体制の強化及び長期安定雇用の実現

当社は、人材の採用と同時に充実した社内研修、資格取得支援制度等の福利厚生の充実及び業務環境の改善等が重要であると認識しております。

コンサルタント及びITエンジニアが自らの成長を実感でき、自社に対して愛着を持てる環境を整えること及び彼らのスキルを様々な領域で伸ばすことのできる教育体制を整備することで、より多くのクライアントの様々なニーズに応えられる付加価値の高い人材を輩出していくとともに、早期離職の防止に繋げ、事業基盤の安定化も図ってまいります。

③ プロジェクトの進捗管理及び安定した稼働率の実現

当社は、コンサルティング事業が提供する業務は、業務内容がクライアントの要求に基づき定められ、プロジェクト単位で遂行するため、プロジェクトの進捗管理及び安定した稼働率の実現が重要であると認識しております。

プロジェクトの受注管理においては、全社共通の基準に準拠してリスクチェックの実施及び人材の余剰が生じないように営業活動及び受注活動の実施をすることで、プロジェクトの進捗管理においては、注視すべきプロジェクトに対するモニタリングの実施及びプロジェクトマネージャーによる日々の管理の実施をすることで、コンサルタント及びITエンジニアの安定的な稼働の実現を図ってまいります。

④ 安定的な資金調達の確保及び財務基盤の強化

当社は、2020年11月にテクノロジー事業(現 コンサルティング事業)を、2022年10月にコンサルティング事業をそれぞれ創業し、事業基盤の構築のために投資を継続している段階であります。

今後も継続的に優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの積極的な採用及び育成並びに安定した稼働率の確保等を推進し、黒字転換を図るためには、必要な資金を安定的に確保することが重要であると認識しております。

上記の対処すべき課題(①～③)を迅速かつ着実に解決すること及び持続的な企業価値の向上に繋がる未来への投資を実行するために、様々な資本政策を検討しつつ、安定的かつ機動的な資金調達を通じて、財務基盤の強化を図ってまいります。

⑤ 企業ブランド力及び認知度の向上

当社は、今後のコンサルティング事業を支える優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの積極的な採用が重要であると認識しております。

優秀なITコンサルタント及びITエンジニアの採用に結び付く施策として、より多くの候補者に対して優先的に当社を想起させることができるような企業ブランド力及び認知度向上を図ってまいります。

⑥ グロース市場の上場維持基準への適合

当社は、2022年4月実施の株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、グロース市場を選択しておりますが、2025年3月末時点では、「時価総額」

についての基準を充たしていないことから、企業価値の向上が重要であると認識しております。

企業価値の向上に取り組んでいくことにより、グロース市場の上場維持基準への適合を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の状況

	第35期 2022年3月期	第36期 2023年3月期	第37期 2024年3月期	第38期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高(千円)	1,557,075	620,411	532,351	619,677
経常損失△(千円)	△353,880	△420,360	△311,871	△426,516
当期純損失△(千円)	△417,750	△521,797	△311,542	△427,937
1株当たり当期純損失△(円)	△16.77	△20.94	△10.90	△14.60
総資産(千円)	1,481,175	622,055	841,226	429,891
純資産(千円)	1,070,882	548,497	736,852	308,834

(注)「1株当たり当期純損失△(円)」は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しました。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社The capitalであり、同社は当社の株式15,752,410株(議決権比率53.76%)を保有しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

事業部門	事業内容
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

(12) 主要な事業所(2025年3月31日現在)

本社：港区虎ノ門一丁目23番1号

福岡オフィス：福岡市中央区天神四丁目7番6号

(注) 当社は、2024年8月1日に本店所在地を「東京都港区西新橋一丁目1番1号」から「東京都港区虎ノ門一丁目23番1号」へ変更しております。

(13) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
142	39(増)	28.5	1.5

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員2名は含んでおりません。

(14) 主な借入先(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

29,302,015株

(3) 当期末株主数

3,470名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 The capital	15,752,410	53.76
有 限 会 社 日 本 デ ザ イ ン 研 究 所	1,197,300	4.09
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	950,600	3.24
下 村 優 太	647,819	2.21
上 之 園 圭 介	597,986	2.04
株 式 会 社 WestWoodCapital	475,300	1.62
X Capital 合 同 会 社	475,300	1.62
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	443,668	1.51
浅 野 勉	439,200	1.50
上 原 俊 彦	420,000	1.43

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	下 村 優 太	
取 締 役	上 之 園 圭 介	
取締役(監査等委員)	神 庭 雅 俊	銀座中央総合法律事務所 弁護士・公認会計士
取締役(監査等委員)	久 保 恵 一	公認会計士久保恵一事務所 公認会計士 株式会社GRCS 社外取締役
取締役(監査等委員)	毛 利 正 人	東洋大学 教授 ペルトラ株式会社 社外取締役監査等委員 小林製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)神庭雅俊氏、久保恵一氏及び毛利正人氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)久保恵一氏及び毛利正人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)神庭雅俊氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 取締役(監査等委員)久保恵一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 取締役(監査等委員)毛利正人氏は、事業会社及び監査法人での勤務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社は、2022年8月より執行役員制度を導入しており、2025年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	岩 崎 雅 一	管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、執行役員及び管理職従業員等

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害

賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議で、監査等委員である取締役は、監査等委員会の決議で、それぞれ報酬の決定方針及び具体的な金額等を決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容決定に関する概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬に関する基本的な考え方

企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保及び維持が可能となり、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとします。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬体系

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権を組み合わせるものとします。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職責及び在任年数に応じて、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しつつ、総合的に勘案して決定することとします。また、基本報酬及びストック・オプションとしての新株予約権の種類別の報酬割合については、定めないこととします。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定方法

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得ることとします。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬額は、2022年6月22日開催の株主総会の決議により、基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内の範囲内で、報酬の決定方針に従い、取締役会で決定することとしております。

4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2023年6月21日開催の取締役会の決議並びに2023年6月21日開催の監査等委員会の決議によりそれぞれの能力、貢献度及び期待度を勘案して決

定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内(基本報酬を年額150,000千円以内、ストック・オプションとしての新株予約権の付与のための報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内(基本報酬を年額50,000千円以内)と決議しております。決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	36,980 (-)	36,980 (-)	— (-)	— (-)	2名 (一名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	— (-)	— (-)	3名 (3名)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神 庭 雅 俊	当期開催の取締役会全13回中13回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また、当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久 保 恵 一	当期開催の取締役会全13回中13回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また、当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

取締役 (監査等委員)	毛 利 正 人	当期開催の取締役会全13回中13回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また、当期開催の監査等委員会全14回中14回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識、見地から、適宜発言を行っております。
----------------	---------	--

(6) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、さらに監査等委員会が内部監査の指揮命令を行う体制とすることにより、監査等委員監査の実効性を確保しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額 合 計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を当社の事業規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のように定め、その精神を代表取締役社長が継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動を徹底します。
『コンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼される健全な企業活動を実践します。』
 2. コンプライアンス委員会を設置し定期的開催するとともに、関連規程の整備・内部通報制度の運営・社内教育の実施等コンプライアンスの徹底と意識の向上を推進します。
 3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、監査等委員会の監督の下に内部監査室が内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監査します。
 4. 当社の役員及び使用人が法令違反等のコンプライアンス基本原則にもとる行為を発見した場合に直接報告・相談ができる通報窓口を設置します。
また、代表取締役社長が内部者通報制度の利用を促進し、法令違反等コンプライアンス違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- ② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
 1. 当社では、株主総会・取締役会・その他重要な会議の議事録や関連資料、取締役会が決議した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、「文書管理規程」に基づき適切に保存し管理します。
 2. 上記の文書等につきましては、監査等委員会及び内部監査室が閲覧可能な体制を整備します。
 3. 情報セキュリティに関しましては、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立します。
 4. 企業秘密につきましては、「機密文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理します。
 5. 個人情報につきましては、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを管理するため、「リスク管理規程」を定めており、コンプライアンス委員会においてリスクを定期的に識別・評価し、重要度・緊急性を考慮した優先度に応じて具体的な予防策の整備・運用を関連部署に指示し、その状況を内部監査室が監査します。
 2. 重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じま

す。

3. 企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備するとともに、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応します。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にします。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取り締役会に報告させます。
 2. 監査等委員会は内部監査室を監督し、代表取締役社長及び各取締役の職務執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し、必要に応じて、助言・勧告を行います。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社の子会社につきましても「コンプライアンス方針」を共有し、取締役及び監査役を必要に応じて派遣し、子会社の業務執行を監督・監査するとともに、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役及び監査役が効率的に職務執行できる体制を構築します。
 2. 子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、この決裁・報告体制を通じて、子会社の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底します。
また、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役が効率的に職務執行できる体制を構築します。
3. 監査等委員会及び内部監査室においては、子会社の監査役や当社会計監査人とも連携し、子会社の監査を定期的実施します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会による指示の実行性を確保するための体制
 1. 内部監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、専属の使用人を配置します。監査等委員会が監査等委員会監査及び内部監査に関しての指揮命令を行います。
 2. 内部監査室は、職務上、代表取締役社長に直属しておりますが、監査等委員会は、内部監査室長の採用・人事についての適否の決定を行うことにより、内部監査室の独立性を確保します。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査等委員である取締役は、取締役会及びコンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行います。また、監査等委員会におきまして、取締役及び使用人より、当社及び子会社の業務執行状況の

報告を定期的に受けます。

2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求め、また業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応します。
3. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じます。
4. 監査等委員である取締役の過半数は社外役員とし、対外透明性を担保します。監査等委員会では会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図ります。
5. 監査等委員会の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかにこれに応じます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス状況に関する定期的な報告を受けるとともに、内部通報の有無、法改正情報の確認及びその他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しました。また、取締役及び従業員等に向けたコンプライアンス研修を継続的に実施し、コンプライアンスに対する意識向上に取り組んでおります。

② 適正な取締役の職務執行を確保するための体制

取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役5名で構成されております。当事業年度においては、取締役会を13回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされました。

③ 監査等委員会監査体制

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長、部門責任者及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しました。

④ 内部監査体制

監査等委員会の監督の下に、内部監査室が内部統制の整備及び運用状況の有効性について監査し、被監査部門に対して改善に向けた指摘・指導を行いました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の事業に関するリスクの評価を行った上で、財務報告に係る内部統制の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを内部監査室による監査により評価しました。評価結果については、監査等委員会及び取締役会に報告しました。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきます、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

（注）本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目               | 金 額      |
|-----------------|---------|-------------------|----------|
| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部           |          |
| 流 動 資 産         | 313,312 | 流 動 負 債           | 101,968  |
| 現 金 及 び 預 金     | 183,018 | 買 掛 金             | 1,301    |
| 売 掛 金           | 107,021 | 未 払 金             | 20,572   |
| 前 払 費 用         | 23,914  | 未 払 費 用           | 64,564   |
| 未 収 入 金         | -       | 未 払 法 人 税 等       | 408      |
| そ の 他           | 0       | 未 払 消 費 税 等       | 387      |
| 貸 倒 引 当 金       | △642    | 前 受 金             | 748      |
| 固 定 資 産         | 116,579 | 預 り 金             | 8,093    |
| 有 形 固 定 資 産     | 55,402  | 賞 与 引 当 金         | 5,893    |
| 建 物 附 属 設 備     | 53,408  | 固 定 負 債           | 19,088   |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △2,973  | 資 産 除 去 債 務       | 17,996   |
| 建 物 附 属 設 備     | 50,434  | 繰 延 税 金 負 債       | 1,092    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 8,788   | 負 債 合 計           | 121,057  |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △3,820  | 純 資 産 の 部         |          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 4,967   | 株 主 資 本           | 303,697  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 61,176  | 資 本 金             | 100,000  |
| 投 資 有 価 証 券     | 0       | 資 本 剰 余 金         | 943,178  |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 61,176  | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 943,178  |
|                 |         | 利 益 剰 余 金         | △739,480 |
|                 |         | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △739,480 |
|                 |         | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △739,480 |
|                 |         | 新 株 予 約 権         | 5,136    |
|                 |         | 純 資 産 合 計         | 308,834  |
| 資 産 合 計         | 429,891 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 429,891  |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（2024年4月1日から  
2025年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目             | 金 額 |          |
|-----------------|-----|----------|
| 売 上 高           |     | 619,677  |
| 売 上 原 価         |     | 572,309  |
| 売 上 総 利 益       |     | 47,367   |
| 販売費及び一般管理費      |     | 474,582  |
| 営 業 損 失         |     | △427,214 |
| 営 業 外 収 益       |     | 744      |
| 受 取 利 息         | 2   |          |
| 助 成 金 収 入       | 270 |          |
| そ の 他           | 472 |          |
| 営 業 外 費 用       |     | 46       |
| そ の 他           | 46  |          |
| 経 常 損 失         |     | △426,516 |
| 特 別 利 益         |     |          |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益 | 80  | 80       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |     | △426,436 |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 408      |
| 法 人 税 等 調 整 額   |     | 1,092    |
| 当 期 純 損 失       |     | △427,937 |

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区 分                     | 株 主 資 本 |       |              |              |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|---------|-------|--------------|--------------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |              | 利益剰余金        | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                         |         | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | その他<br>利益剰余金 |            |           |           |
|                         |         |       |              | 繰越<br>利益剰余金  |            |           |           |
| 当期首残高                   | 100,000 | -     | 943,178      | △311,542     | 731,635    | 5,216     | 736,852   |
| 当期変動額                   |         |       |              |              |            |           |           |
| 当期純損失（△）                |         |       |              | △427,937     | △427,937   |           | △427,937  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |       |              |              |            | △80       | △80       |
| 当期変動額合計                 | -       | -     | -            | △427,937     | △427,937   | △80       | △428,017  |
| 当期末残高                   | 100,000 | -     | 943,178      | △739,480     | 303,697    | 5,136     | 308,834   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備            8 ～ 22年

工具、器具及び備品    4 ～ 13年

#### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金            債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金            従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

コンサルティング事業は、経営に関する全ての分野におけるクライアントの課題に対して提案から実行までハンズオンで支援する顧客伴走型のコンサルティングサービスを提供している事業であります。

同事業に係る収益は、主に、クライアントとの契約に基づき、多種多様なコンサルティングサービスを提供することにより生じております。

サービスについては、主に、弊社がクライアントにサービスを提供した時点で、収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (固定資産の評価)

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 55,402千円 |
| 減損損失   | -千円      |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行う方針ですが、現在はコンサルティング事業の単一事業であるため、全社にてグルーピングをしております。固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当事業年度において、コンサルティング事業は、事業拡大のためのITコンサルタント及びITエンジニアの人材採用及び本店移転等、今後の事業拡大に向けた先行投資を積極的に実施した影響により、全社費用配賦後の営業損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候を識別しておりますが、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社は今後の収益及び費用の見込額を基礎として事業計画を策定しております。事業計画策定に際しては、コンサルタント及びITエンジニアの採用数、退職率、稼働率、1クライアントあたりの単価等を重要な仮定として採用しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首     | 当 期 増 加 | 当 期 減 少 | 当事業年度末      |
|-----------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式      | 29,302,015株 | 0株      | 0株      | 29,302,015株 |

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 635,900株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。

繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。



## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業を行うための設備投資資金及び運転資金については、銀行借入により調達を予定しております。また、当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、一年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、「販売管理規程」に従い、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ii) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をするように努め、支払金利の抑制を図っております。

##### (iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額    |
|-------------|----------|--------|--------|
| (1) 敷金及び保証金 | 61,176   | 57,882 | △3,293 |
| 資産計         | 61,176   | 57,882 | △3,293 |

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分          | 時価   |        |      |        |
|-------------|------|--------|------|--------|
|             | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| (1) 敷金及び保証金 | -    | 57,882 | -    | 57,882 |
| 資産計         | -    | 57,882 | -    | 57,882 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解した情報

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません

11. 1株当たり情報に関する注記

|           |        |
|-----------|--------|
| 1株当たり純資産額 | 10円36銭 |
|-----------|--------|

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり当期純損失 | △14円60銭 |
|------------|---------|

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(当社の商号変更及び本店移転の完了について)

2024年3月29日付で「当社の商号変更及び本店移転に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、クライアントに戦略策定から実装支援までトータルでコンサルティングを提供する体制であることをより打ち出したブランディングを進めるべく、2024年8月1日に、「株式会社Success Holders」から「株式会社Def consulting」へと商号変更し、同時に、「虎ノ門ヒルズ 森タワー」への本店移転も完了しております。

(筆頭株主からの資金支援について)

当社は、当事業年度末において一定の現金及び現金同等物を保有しており、当面の資金繰りに関しては十分な余裕があると認識しております。

また、持続的な事業成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するためには、財務基盤の安定性及び柔軟な資金対応力の確保が不可欠であるとの認識のもと、自己資金に加え、外部からの資金調達を含む多様な資金調達手段について、引き続き検討を進めております。

このような方針に基づき、当社は、筆頭株主である株式会社The capitalより、当社の財務基盤の安定化及び事業推進に向けた資金面での支援の意向を示す書面を受領しております。

これにより、将来的な不確実性に備え、対応可能な支援体制を整備し、当社の財務健全性を強化しております。

今後も、こうした支援体制のもと、財務基盤の安定性を一段と高めるとともに、持続的な事業成長及び中長期的な企業価値の向上に向けて取り組んでまいります。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社Def consulting  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 藤 田 憲 三 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 渡 部 幸 太 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Def consulting（旧会社名株式会社Success Holders）の2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門を指揮・監督の上、オンライン会議ツール等を活用して取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社Def consulting 監査等委員会

監 査 等 委 員 神 庭 雅 俊 ㊞

監 査 等 委 員 久 保 恵 一 ㊞

監 査 等 委 員 毛 利 正 人 ㊞

(注) 監査等委員 神庭雅俊、久保恵一及び毛利正人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める当社の発行可能株式総数を50,000,000株から117,000,000株に増加させるものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                            | 変更案                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第5条 <条文省略><br><br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は<br><u>50,000,000株</u> とする。 | 第1条～第5条 <現行どおり><br><br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は<br><u>117,000,000株</u> とする。 |



第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(2名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                           | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | し も む ら ゆ う た<br>下 村 優 太<br>(1985年10月18日生)<br><br><再任>     | 2008年4月 株式会社三井住友銀行入行<br>2017年4月 同社 リテール業務推進部異動<br>2019年4月 同社 アジア事業戦略部異動<br>2020年4月 同社 経営企画部内部異動<br>2021年6月 当社入社 経営企画部長就任<br>2022年10月 当社 コンサルティング部長就任<br>2023年3月 当社 代表取締役社長就任(現任)                                                                 | 647,819株          |
| 2         | あ げ の そ の け い す け<br>上 之 園 圭 介<br>(1984年3月14日)<br><br><再任> | 2007年4月 株式会社ソリッドグループホールディングス(現 株式会社レダックス)入社<br>2016年10月 同社 首都圏エリア営業統括責任者就任<br>2018年4月 株式会社BuySell Technologies入社<br>2020年3月 同社 インサイド セールス事業部長就任<br>2021年6月 当社入社 社長室室長就任<br>2021年8月 当社 テクノロジー事業本部長就任<br>2022年9月 当社 執行役員就任<br>2023年3月 当社 取締役就任(現任) | 597,986株          |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、保険料は全額当社が負担しております。  
ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。  
本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C  
電話 050-3112-0907



交通のご案内： 地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通（西改札）

- ◎ベルサール六本木とは異なる建物のため、ご注意ください。
- ◎当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。